

富岡町告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項で準用する同法第19条第1項の規定により、富岡都市計画道路の変更を決定した。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月2日

富岡町長 山本 育男



- 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域
福島県 双葉郡 富岡町 のうち
大字 小浜 字 大膳町 及び 字 中央 の各一部の区域
中央一丁目 の一部の区域
- 2 都市計画から除外された土地の区域
福島県 双葉郡 富岡町 のうち
大字 小浜 字 大膳町 及び 字 中央 の各一部の区域
大字 本岡 字 日向 及び 字 本町 の各一部の区域
- 3 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名
3・5・107号 駅前中央線
- 4 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 5 縦覧場所
富岡町役場 2階都市整備課窓口

様式6

(福島県相双建設事務所経由)

7 都 第 3 5 1 号

令和8年 2月 2日

福 島 県 知 事 様

富岡町長 山本 育男

富岡都市計画道路の変更について（協議）

このことについて、都市計画法第21条第2項で準用する同法第19条第3項の規定により、協議を申出します。

(添付書類)

- ① 計画書
- ② 総括図（事前協議時に提出済み）
- ③ 計画図（ ” ）
- ④ 経緯の概要（県決定様式に同じ）
- ⑤ 市町村都市計画審議会 諮問書の写し
- ⑥ 市町村都市計画審議会 答申書の写し
- ⑦ 議案書目次
- ⑧ 議案書

(事務担当 都市整備課 都市計画係 小松栄治 電話 0240-22-9008)

富岡都市計画道路の変更（富岡町決定）

都市計画道路中 3・5・107号 駅前本町線を 3・5・107号 駅前中央線 に 名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・107	駅前中央線	富岡町駅前	富岡町中央一丁目	富岡町大字小浜字大膳町	約1,700m	地表式	2車線	11～12m	幹線街路との平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【変更理由】

路線線形について、本路線は当初決定時において富岡地区内を環状する道路網の一路線として機能を期待されていたが、一部の区間に現道が無い状況にあることから、道路網計画を見直すものです。

現在の道路交通は、本路線から町道高校清水線を通り(都)小浜門口線に接続する交通となり、道路網機能を代替する路線となっている状況にあります。

さらに町道高校清水線は、福島県立富岡高校（現在、休校中）があったことなどから、以前より主要路線として歩道を付した道路整備計画のある路線であり、一部の区間においては整備が完了し供用している路線となっています。

よって、道路整備計画があり、道路網の代替機能を有していることから、路線線形を変更するとともに、幅員についても11～12mに変更しようとするものです。

新旧対照表

上段：変更前(黒)

下段：変更後(赤)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間にお ける鉄道等との交 差の構造	
幹線 街路	3・5・107	駅前 本町線	富岡町 大字仏浜 字釜田	富岡町 大字本岡 字本町	富岡町 大字小浜 字大膳町	約2,280m	地表式	2車線	10.5～ 12m		
		駅前 中央線	富岡町 駅前	富岡町 中央 一丁目			約1,700m			11～12m	幹線街路との 平面交差 1箇所

都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県 双葉郡 富岡町 のうち

こばま だいぜんちょう ちゅうおう
大字 小浜 字 大膳町 及び 字 中央 の各一部の区域

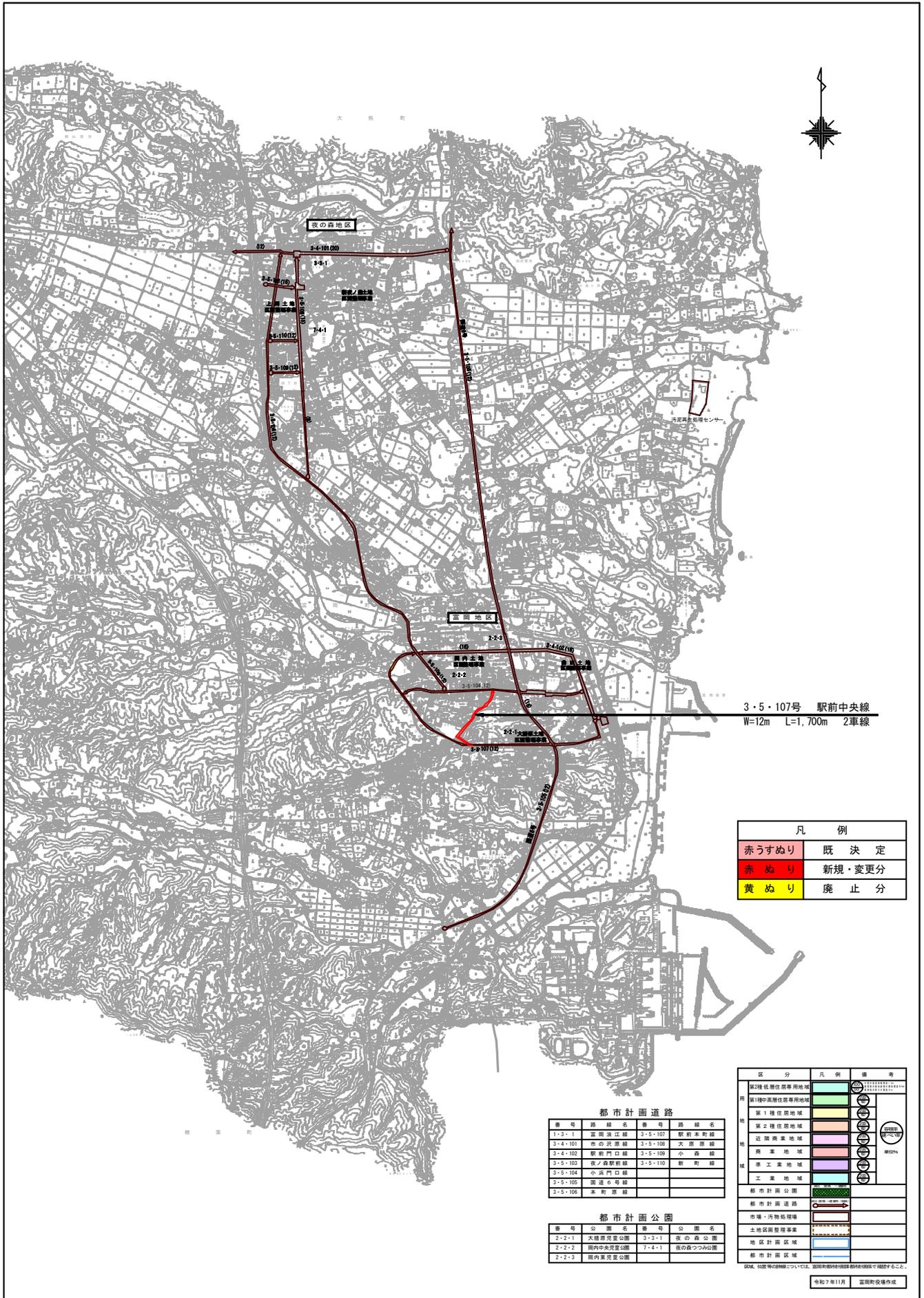
ちゅうおういつちようめ
中央一丁目 の一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

福島県 双葉郡 富岡町 のうち

こばま だいぜんちょう ちゅうおう
大字 小浜 字 大膳町 及び 字 中央 の各一部の区域

もとおか ひなた もとまち
大字 本岡 字 日向 及び 字 本町 の各一部の区域



凡例	
赤うすぬり	既決定
赤ぬり	新規・変更分
黄ぬり	廃止分

番号	路線名	番号	路線名
1-3-1	富岡須江線	3-5-107	駅前本町線
3-4-101	市の沢線	3-5-108	大塚原線
3-4-102	駅前門日線	3-5-109	小森線
3-5-103	夜ノ崎駅前線	3-5-110	新町線
3-5-104	赤土門日線		
3-5-105	富岡4号線		
3-5-106	本町原線		

番号	公園名	番号	公園名
2-2-1	大津原児童公園	3-3-1	道の森公園
2-2-2	市内中央児童公園	1-4-1	夜の森つつみ公園
2-2-3	市内東児童公園		

区分	凡例	備考
第2種低層住居専用地域	[Symbol]	
第1種中層住居専用地域	[Symbol]	
第1種住居地域	[Symbol]	
近隣商業地域	[Symbol]	
商業地域	[Symbol]	
工業地域	[Symbol]	
都市計画公園	[Symbol]	
市場・汚物処理場	[Symbol]	
土地開発整理事業	[Symbol]	
地区計画区域	[Symbol]	
都市計画区域	[Symbol]	

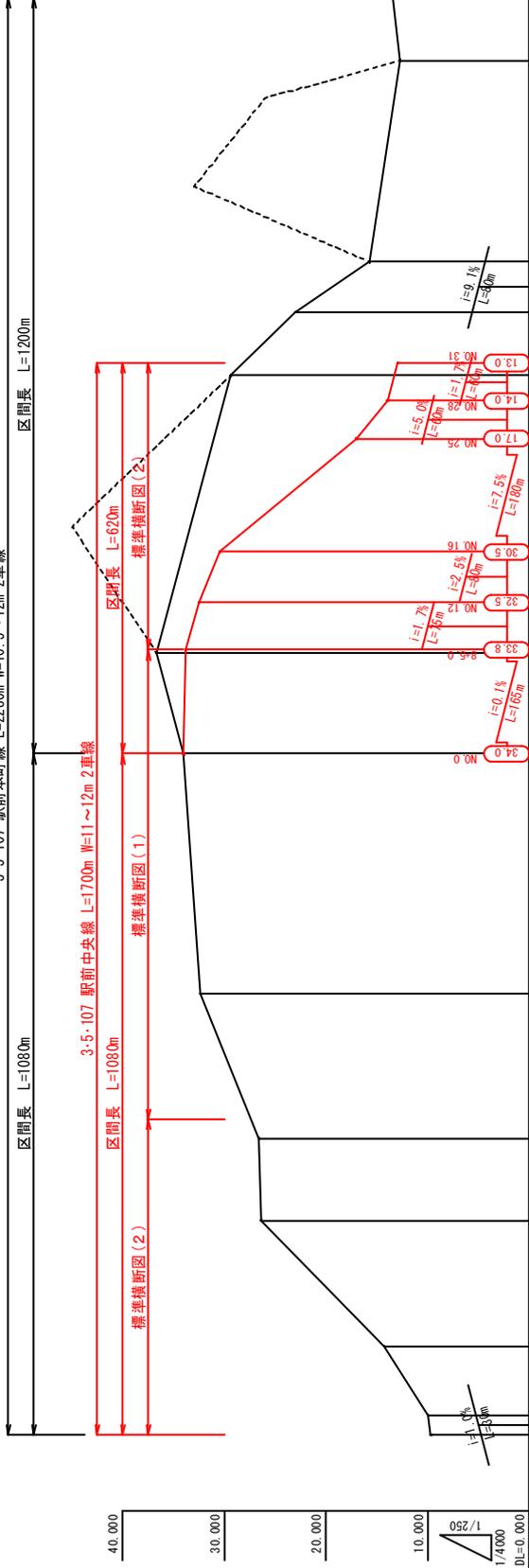
図域、位置等の詳細については、富岡市都市計画課都市計画課で確認ください。

令和7年11月 富岡市役所作成

標準横断面図・縦断面図 図面全7葉の3

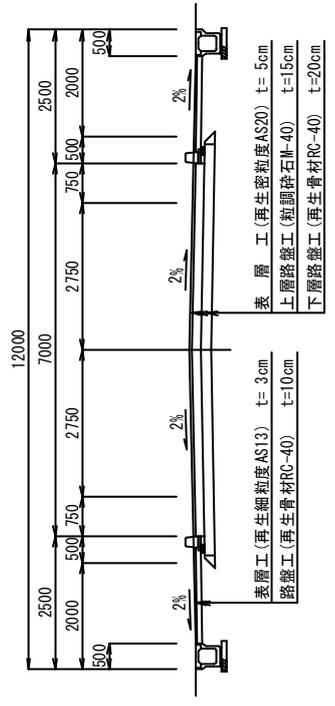
縦断面図 A1版 Y=1/250 H=1/4000

3-5-107 駅前本町線 L=2280m W=10.5~12m 2車線

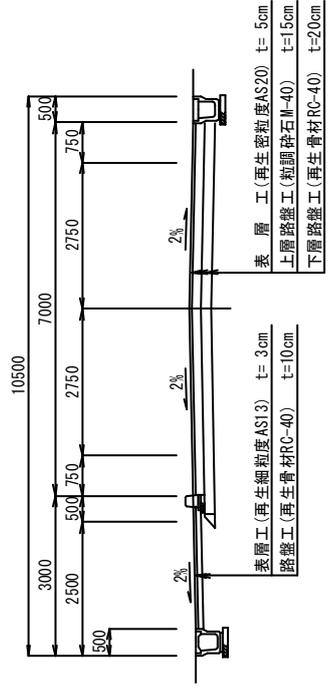


勾配	計高さ	現況高	追加距離	単距離	測点
1/1.7%	10.0	9.7	0.0	0.0	NO.0
1/1.7%	10.0	9.7	30.0	30.0	1+10.0
1/3.9%	14.3	14.3	0.0	110.0	NO.7
1/11.0%	14.3	14.3	140.0	140.0	1+10.0
1/6.1%	14.3	14.3	200.0	200.0	NO.17
1/2.0%	26.4	26.4	340.0	340.0	NO.17
1/0.2%	26.4	26.4	470.0	470.0	23+10.0
1/2.5%	26.6	26.6	130.0	130.0	NO.36
1/23.0%	32.4	32.4	290.0	290.0	NO.36
1/0.4%	32.4	32.4	700.0	700.0	NO.54
1/1.7%	34.0	34.0	1080.0	1080.0	NO.54
1/1.7%	36.7	36.7	160.0	160.0	NO.62
1/1.6%	36.7	36.7	1240.0	1240.0	NO.62
1/7.7%	45.0	45.0	1440.0	1440.0	NO.72
1/4.6%	45.0	45.0	1860.0	1860.0	NO.84
1/0.4%	29.4	29.4	440.0	440.0	NO.84
1/1.0%	29.4	29.4	1680.0	1680.0	NO.94
1/0.8%	15.7	15.7	80.0	80.0	NO.93
1/2.0%	15.7	15.7	1860.0	1860.0	NO.93
1/0.8%	13.4	13.4	2120.0	2120.0	NO.106
1/0.7%	13.4	13.4	2180.0	2180.0	NO.106
1/0.7%	13.4	13.4	2280.0	2280.0	NO.114

標準横断面図(1) A1版 S=1/50

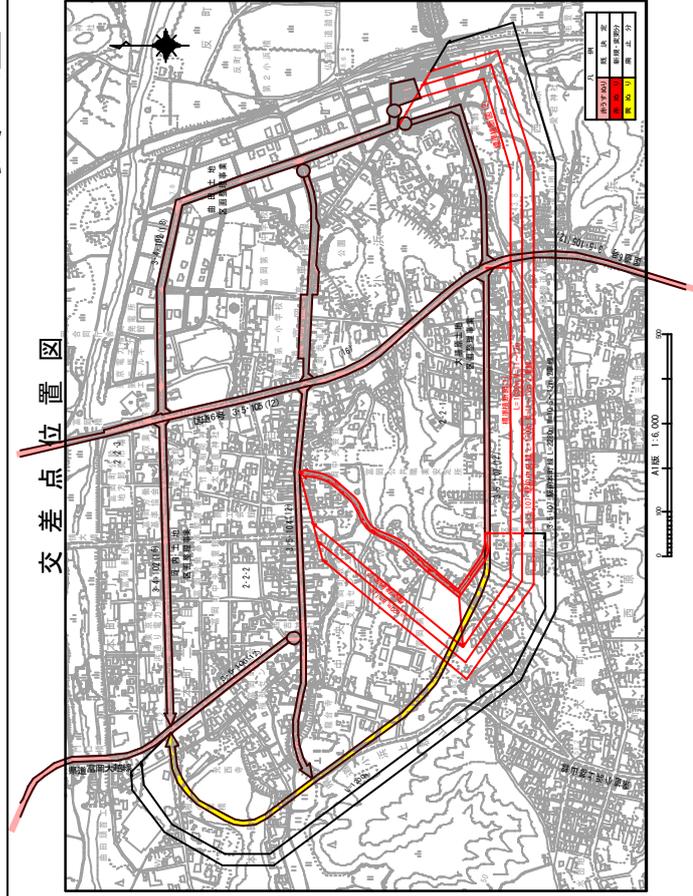


標準横断面図(2) A1版 S=1/50



設計条件

道路規格	第3種第4級
交通区分	N3
設計OBR	3%
設計速度	V=4.0km/h

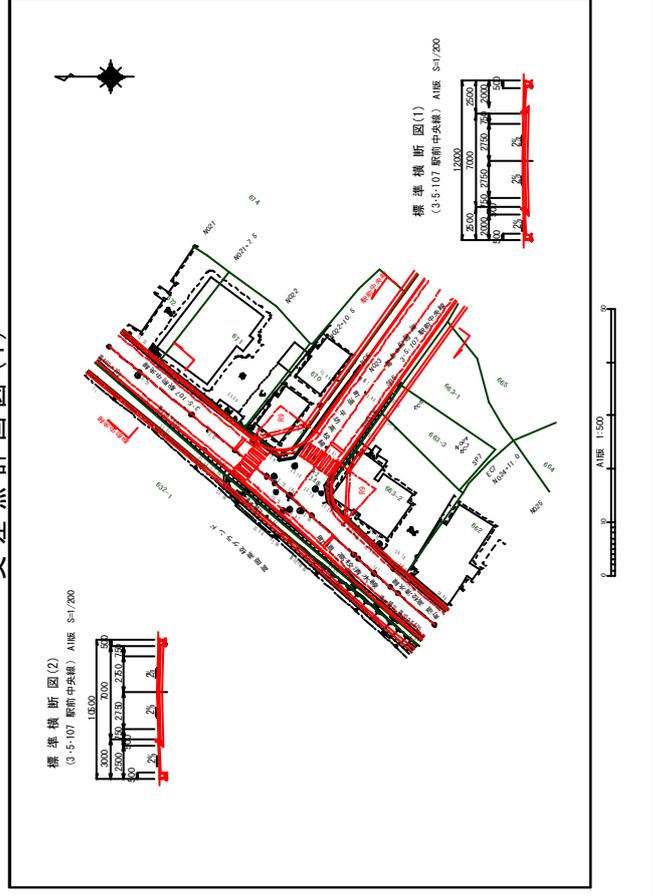


交差点位置図

交差点計画図(2)



交差点計画図(1)



都市計画変更の経緯

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備 考
昭和26年1月10日	当初決定	建設省	建設省告示第3号
平成7年9月19日	第1回変更	福島県	福島県告示第916号 土地区画整理事業の都市計画 決定にあわせ、幅員及び線形 並びに延長を変更、さらに、 名称を変更
平成27年8月14日	第2回変更	福島県	福島県告示第584号 富岡町復興整備計画(福島県決定) JR常磐線富岡駅の駅舎移転に伴う 線形及び延長の変更

都市計画の策定の経緯の概要

都市計画道路の変更

事 項	時 期	備 考
素案の作成 (相建)企画調査課事前協議 (本庁)都市計画課事前協議	令和7年 9月10日 令和7年 9月26日	
説明会 公聴会	令和7年 9月27日 令和7年10月17日(未開催)	別添(説明会議事録抜粋資料) 公述申出無しにより 公聴会は未開催。
原案の作成・提出 県回答	令和7年12月 2日 令和8年 1月 6日	
公告及び案の縦覧	令和8年 1月 9日から 令和8年 1月23日まで	意見書無し
富岡町都市計画審議会	令和8年 1月29日	
福島県知事協議	令和8年 2月予定	
決定告示及び縦覧	令和8年 3月予定	

(注)公聴会の公述人の意見の概要及び計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入するか、別添で添付すること。

7 都 第 3 4 9 号
令和 8 年 1 月 2 9 日

富岡町都市計画審議会
会長 坂本 栄司 様

富岡町長 山本 育男



富岡都市計画の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

議案第 1 号 富岡都市計画用途地域の変更（富岡町決定）について

議案第 2 号 富岡都市計画道路の変更（富岡町決定）について

令和8年1月29日

富岡町長 山本 育男 様

富岡町都市計画審議会
会長 坂本 栄司



富岡都市計画の変更について（答申）

令和8年1月29日付け、7都第349号で諮問がありました富岡都市計画の変更について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

議案第1号 富岡都市計画用途地域の変更（富岡町決定）については、原案のとおり異議ありません。

議案第2号 富岡都市計画道路の変更（富岡町決定）については、原案のとおり異議ありません。

富岡町都市計画審議会

審議会委員委嘱状交付式・令和7年度第1回審議会

令和8年1月29日（木）午後1時30分～

富岡町役場 2階 正庁

1. 委嘱状交付
2. 開 会
3. 町長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 諮問書提出
6. 議席の指定
7. 議 事
 - (1) 富岡都市計画用途地域の変更について
 - (2) 富岡都市計画道路の変更について
8. そ の 他
9. 答申書交付
10. 閉 会

議案第 2 号

富岡都市計画道路の変更（富岡町決定）について

町は下記により、富岡都市計画道路を変更する。

1. 変更理由

路線線形について、本路線は当初決定時において富岡地区内を環状する道路網の一路線として機能を期待されていたが、一部の区間に現道が無い状況にあることから、道路網計画を見直すものです。

現在の道路交通は、本路線から町道高校清水線を通り(都)小浜門口線に接続する交通となり、道路網機能を代替する路線となっている状況にあります。

さらに町道高校清水線は、福島県立富岡高校（現在、休校中）があったことなどから、以前より主要路線として歩道を付した道路整備計画のある路線であり、一部の区間においては整備が完了し供用している路線となっています。

よって、道路整備計画があり、道路網の代替機能を有していることから、路線線形を変更するとともに、幅員についても 11～12mに変更しようとするものです。

2. 変更計画書

別添資料参照。

3. その他

① 住民意見聴取について説明会を開催

日 時：令和 7 年 9 月 27 日(土) 10 時から

会 場：文化交流センター「学びの森」2 階大会議室

周知方法：土地所有者へ郵送による案内、広報誌への掲載（9 月号）

結 果：約 20 名の方が出席（反対意見無し。説明会議事録参照。）

公述申出が無かったため、公聴会は開催していません。

② 都市計画案の縦覧及び意見書の提出について

縦覧期間：令和 8 年 1 月 9 日から令和 8 年 1 月 23 日（2 週間）

意見書の提出：意見書の提出無し（縦覧者 0 名）